

改正障害者総合支援法を学ぼう

～介護保険サービスへのスムーズな移行支援をめざして～

株式会社 シャカリハ

Social Re-Habilitation Design.inc (S.R.H.D.)

代表取締役 三浦 浩史

syakariha@gmail.com

障害者差別解消法

国・地方公共団体・事業者に対して、

- ◆障害者の不当な差別的扱いの禁止
- ◆合理的配慮の提供

併用の考え方

資料参照

➡ 介護保険優先

➡ 介護保険優先の考え方の適応外

- ① 介護保険に必要なサービスがない場合
- ② 必要なサービスが介護保険だけでは不足する場合
- ③ 介護認定がサービス給付対象にならない場合
(非該当など)



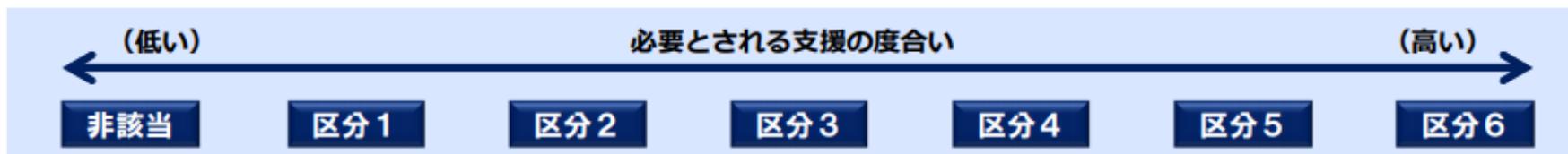
障害福祉等サービスを理解しよう！

介護・障がい福祉の連携を考える

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

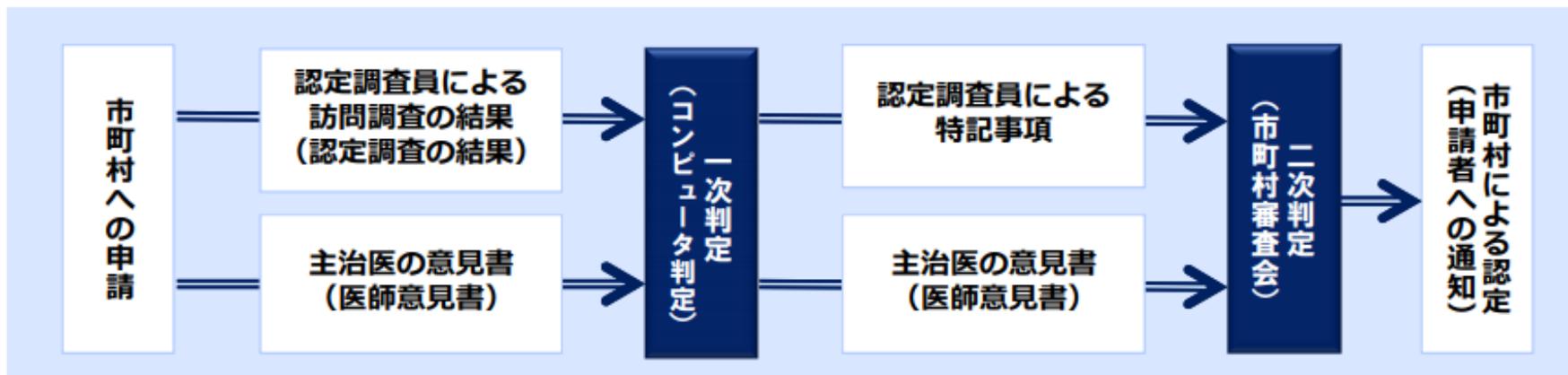
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



③ 市町村審査会による二次判定結果（平成26年10月～平成27年9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
62件	6,078件	44,929件	51,651件	45,554件	37,535件	63,658件	249,467件
0.0%	2.4%	18.0%	20.7%	18.3%	15.0%	25.5%	100.0%

支給決定プロセスについて

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

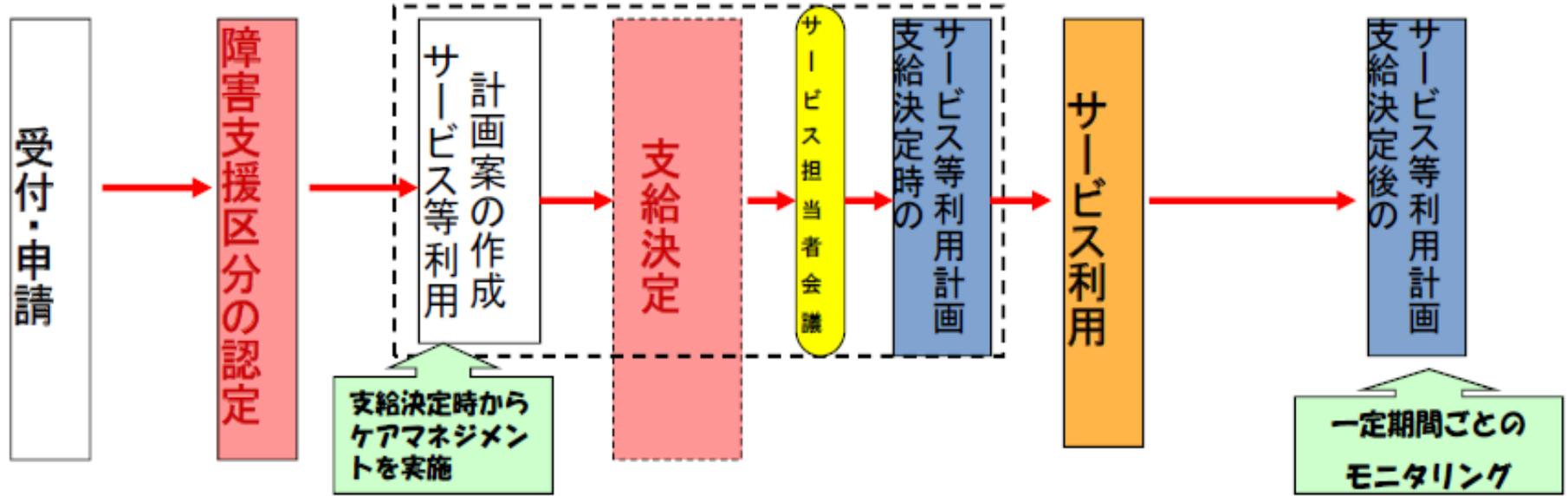
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



資料参照